

No 392

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	学校における法律相談	開始年度	平成 19 年度
所属	教育委員会事務局庶務課教育政策担当		
所管課長	教育委員会事務局教育政策担当課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	⑤ 安全・安心で魅力ある養育環境の整備		

事業概要	
事業の目的	幼稚園、小・中学校における法律問題について、専門知識を有する弁護士から指導・助言を受けることで、訴訟などの大きな事案に発展することを防ぐとともに、問題の早期解決に役立て、教職員の負担の軽減と安定した学校運営を図ります。
事業の対象	幼稚園、小・中学校
事業の概要	<p>学校法律相談制度は、学校現場における法的な問題の対応方法について、学校・幼稚園が弁護士から指導・助言を受けることにより、問題の早期解決や訴訟など大きな問題への発展を未然に防ぐことを目的として、平成19年度から実施しています。</p> <p>港法曹会に業務を委託しており、学校長・幼稚園長が、担当弁護士に直接相談することができます。</p> <p>平成26年度から実際に学校・幼稚園で起こり得る問題と初期対応について学ぶ研修会を実施し、法的な知識を得るだけでなく、弁護士と学校・幼稚園の良好な関係を築く場を提供しています。</p> <p>また、平成28年度から、弁護士の指導・助言に基づく対応で解決に至らない場合に、学校と保護者等との面談への弁護士の同席を実施しています。</p> <p>弁護士が保護者等に直接法的な見解を説明することで、保護者等の理解を促し問題の解決を図ります。</p>
根拠法令	学校法律相談実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	相談件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	40	17	42.5%	平成27年度	-	-	-	平成27年度			
	平成28年度	40	37	92.5%	平成28年度	-	-	-	平成28年度			
	平成29年度	40	-	-	平成29年度	-	-	-	平成29年度		-	-
成果の概要 (指標の説明等)	幼稚園、小・中学校に対する不当な要求や苦情を早期解決し、教職員の負担軽減と安定した学校運営の確保に寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	3,240	3,240	0	0	0	0	0	0	3,240	3,240	100%
平成28年度	3,240	3,240	0	0	0	0	0	0	3,240	3,180	98%
平成29年度	3,240	3,240	0	0	0	0	-	-	-	-	-
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	相談回数が増えていることにより、費用対効果を上げることができています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	保護者などからの過度な要求・苦情は複雑化かつ増加傾向にあり、この制度への期待、需要は高まっています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	23区内では港区の他、平成29年度4月から杉並区が実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	保護者などからの過度な要求・苦情に対し、教職員の負担を減らし、安定した学校運営を確保するため、区がこの制度を行う必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	対象外
事業の課題	研修会をより充実したものになるよう、法曹会と連絡・協議を進めていきます。より困難な要求や苦情をうけた際、弁護士に同席してほしいというニーズがあり、昨年度から同席相談制度を設けました。昨年度は実績がなかったため、制度をより周知させていきます。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	引き続き制度を活用してもらえよう、周知させていくことが必要です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	区民の価値観の多様化から、苦情や要求は複雑化かつ増加傾向であり、今後より一層のニーズが見込まれます。
② 効果性	4	教職員の負担を減らし、安定した学校運営の確保に寄与しています。
③ 効率性	4	相談件数の増加により、費用対効果は上がっており、効率的な制度になっています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	現在の制度については、事業対象の学校から高い需要があります。26年度からの研修会は、法的な知識を得るだけでなく、担当弁護士との良好な関係を構築する場となっています。この制度は、教職員の負担を減らし、安定した学校運営の確保するために必要な制度であるため、現行制度の継続が望ましいと考えます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 393

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	朝鮮学校保護者補助金	開始年度	昭和 57 年度
所属	教育委員会事務局庶務課庶務係		
所管課長	教育委員会事務局庶務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	⑤ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備		

事業概要	
事業の目的	朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者の教育費の負担軽減を目的とします。
事業の対象	朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者
事業の概要	<p>【補助金の額】 当該年度の4月1日以降港区において住民基本台帳に記載されている者又は記載されていた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条に定める各種学校の朝鮮初級・中級学校に授業料を納入した保護者を対象に、児童・生徒1人につき月額7,000円の補助金を交付します。</p> <p>【補助金の申請及び交付の手続】 平成22年度までは、各学校経由で保護者へ支給していましたが、平成23年度より各学校を通じて保護者に申請書を配布し、教育委員会事務局庶務課において申請書を受け付け、前期分と後期分の2回、直接、保護者の口座へ振り込みます。 また、平成29年度より所得制限を導入しています。基準額は、朝鮮学校保護者補助金と同じく、小・中学生の保護者を対象に経済的支援を行っている、就学援助制度の基準所得額(生活保護基準の1.2倍)と同等とします。</p>
根拠法令	港区朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者補助金交付要綱

事業の成果												
指標	指標1	補助金受給者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	5	4	80.0%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	4	3	75.0%	平成28年度				平成28年度			
平成29年度	4	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	朝鮮初級、中級学校児童・生徒保護者の教育費の負担軽減に寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	420	420	0	0	0	0	0	0	420	133	32%
平成28年度	336	336	0	0	0	0	0	0	336	224	67%
平成29年度	336	336	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	平成29年度より導入した所得制限により、より制度の趣旨に沿った補助金を支給することとなり、コスト削減につながります。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	昭和55年度に東京都朝鮮第7初・中級学校に対する特別助成金交付に関する請願が区議会に提出され、採択されたことにより、区が事業化した経緯があり、対象者は少ないが、継続への要望は高いです。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	22区でも外国人学校を対象とした補助金交付事業を行っています。各区において補助対象とする学校(韓国人学校・中国人学校など)及び金額に違いがあります。
区関与の必要性(実施する必要性)	国籍を問わず、教育を受ける権利を保障する観点から、保護者の経済的負担軽減のための補助は区が行うことが妥当です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	他区では朝鮮人学校に加え、韓国人学校、中国人学校も対象としており、港区としても対象者の拡大について検討が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	所得制限を導入後の申請状況を注視しつつ、対象者拡大等の検討を行っていきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	保護者の教育費負担を軽減できています。
② 効果性	4	保護者の教育費負担軽減の効果があります。
③ 効率性	4	保護者の負担する授業料等に対して助成する現行の仕組みは、手段として有効です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	制度導入の背景等を踏まえつつ、区が行う他の補助制度との整合性を図り、所得制限基準を導入しています。保護者負担軽減という制度趣旨に沿ったものとして、事業継続とします。
---	--

No 394

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	登下校誘導	開始年度	平成 23 年度
所 属	教育委員会事務局庶務課教職員係		
所 管 課 長	教育委員会事務局庶務課長		
基 本 政 策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政 策 名	(20) 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する		
施 策 名	① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進		

事業概要	
事業の目的	子どもが安心して安全に登下校ができるよう、地域の人材を活用して、区立小学校児童の登下校時の安全確保を図ります。
事業の対象	区内区立の小学校1～6年生
事業の概要	<p>登下校誘導業務は、各校の年間活動計画に基づき、児童が登下校する全ての日(夏季水泳指導期間を含む)において実施します。誘導時間は、原則登校時1時間、下校時3時間の1日4時間以内とし、基本となる委託時間帯(基本従事時間帯)を学校ごとにあらかじめ定めて、誘導員が児童を誘導します。誘導箇所は、平成29年4月1日現在50か所で実施しています。</p> <p>また、本業務は港区シルバー人材センターに委託をしています。</p>
根拠法令	

事業の成果												
指 標	指標1	誘導箇所(単位：箇所数)			指標2	誘導時間(単位：時間)			指標3	誘導日数(単位：日数)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	50	50	100.0%	平成27年度	35,579	34,628	97.3%	平成27年度	233	247	106.0%
平成28年度	50	50	100.0%	平成28年度	33,408	33,988	101.7%	平成28年度	252	245	97.2%	
平成29年度	50	—	—	平成29年度	35,401	—	—	平成29年度	247	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>学校や保護者からの意見を基に、誘導箇所を精査し誘導を行うことができています。</p> <p>また、地域の高齢者が児童を見守りながらコミュニケーションをとる様子が、学校や保護者から高く評価されており、この点から、本事業の有用性を見て取ることができます。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	42,514	42,514	0	0	0	0	0	0	42,514	41,872	98%
平成28年度	43,313	43,313	0	0	0	0	0	0	43,313	41,106	95%
平成29年度	42,790	42,790	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	児童数の増加や登校日数が定められている中で、誘導箇所や誘導日数の削減は難しい状況にあります。そうした中でも、危険誘導箇所の精査や適正な誘導時間の設定により、費用対効果を踏まえた上で、効率的な事業運営を行い、児童の安全確保を図っています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	今後、就学児童の増加が見込まれる中で、安全確保という保護者の期待が高いことを考慮すると、誘導箇所・配置人員の増加要望は今後も続く予想されます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	23区全てにおいて、登下校誘導業務を行っています。 また、23区中19区が、本業務を委託しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	区内の小学校に通う児童の安全確保は区の責務であり、区が中心となって、学校・保護者・地域・警察とともに登下校の見守りを行うことが必要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	上記ニーズに加え、港区内の交通量の多さや全国で相次ぐ登下校時の事故により、今後も誘導員を危険箇所に配置することが求められます。各学校の誘導箇所の状況を把握し、様々な事故発生を想定したうえで、児童の安全確保のために必要な誘導箇所を、精査していくことが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	様々な交通環境に適切に対応できるよう、誘導員の技能向上を港区シルバー人材センターに継続的に働きかけるとともに、港区シルバー人材センターと定期的に情報共有を行います。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	登下校時の児童の安全確保は、区内の交通量や全国で登下校時における交通事故が発生していることを考えると、区による誘導業務は必須であり、それが児童や保護者のより大きな安全・安心につながります。
② 効果性	4	通学路の中でも、特に車の通りが多い場所や交通事故が発生しやすい場所に誘導員を配置しており、児童の安全に効果をもたらしています。
③ 効率性	4	委託先を港区シルバー人材センターとすることで、地域の高齢者による児童の見守りを実現しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載</p> <p>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載</p> <p>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> <p>港区内における交通量や、保護者・学校からの誘導箇所及び配置人員の増加要望が多い点を考えると、費用対効果を考えながら継続していくことが必須です。 今後も、シルバー人材センターや学校と密に連携をとり、児童の安全・安心の確保を最優先しながら事業の運営を行います。</p>
-------------------------	---

No 395

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	奨学資金貸付	開始年度	昭和 34 年度
所属	教育委員会事務局庶務課庶務係		
所管課長	教育委員会事務局庶務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	⑤ 安全・安心で魅力ある教育現場の整備		

事業概要	
事業の目的	学業に意欲を持ちながらも、経済的理由により就学困難な人に対して奨学資金を貸し付けることにより、教育の機会を確保することを目的とします。
事業の対象	①都内又はその隣接県内にある高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程に進学、又は在学する者。 ②高等学校等を卒業見込み又は卒業後二年以内（これに準ずる場合を含む。）で、初めて大学又は専修学校の専修過程に進学する者。
事業の概要	【応募資格】以下の要件をすべて満たすこと ①貸付日の6ヶ月前から引き続き区内に住所を有する者の保護を受けていること。 ②経済的理由により奨学金を受けなければ修学が困難であること。 ③高等学校等に進学、又は在学していること。大学等に進学すること。 ④同種の奨学金を他から借り受けていないこと。 【所得制限】あり 【連帯保証人】要 【貸付限度額】国公立高校・大学の区分により、条例に定める範囲内で区が定めます。 【貸付期間】在学する学校の最短修業年数 【返還】高等学校等：15年以内、大学等：12年以内（貸付終了の翌月から1年間の据置後）
根拠法令	港区奨学資金に関する条例、港区奨学資金に関する条例施行規則、港区奨学資金事務取扱要領、港区奨学資金運営協議会規程

事業の成果												
指標	指標1	貸付金額			指標2	貸付人数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	60,306	49,982	82.9%	平成27年度	145	99	68.3%	平成27年度			
	平成28年度	62,716	45,216	72.1%	平成28年度	145	91	62.8%	平成28年度			
平成29年度	58,160	—	—	平成29年度	126	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	区の奨学金貸付金貸付制度は毎年安定した応募者があり、身近な制度として認知され、一定の成果を果たしています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	62,591	34,558	0	0	33	28,000	0	0	62,591	51,631	82%
平成28年度	65,102	35,049	0	0	53	30,000	0	-12,390	52,712	46,894	89%
平成29年度	60,591	28,716	0	0	1,875	30,000	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	債権管理については、サービサーに業務委託することで、事務の効率化を図りコスト削減を行っています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	毎年一定の応募があり、ニーズは安定的に見込まれます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	【奨学金】 (独)日本学生支援機構、(公財)東京都私学財団、(福)東京都社会福祉協議会等、各種団体のほか、23区では、18区(内4区は大学等も対象)が同種の事業を実施しています。 【給付型奨学金】 国が、平成29年度から一部先行実施しています(平成30年度から本格実施)。先行実施の対象は、住民税非課税世帯(低所得者)及び社会的養護を必要とする人(児童養護施設や里親の下で育った子どもたち)など、経済的に特に厳しい学生です。
区関与の必要性(実施する必要性)	経済的理由により就学困難な人に対して、奨学資金の貸し付けを行うことで教育の機会の確保が実現できています。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	経済的な困窮を抱える家庭の子どもの中でも、特に生活保護世帯に属する子どもについては、大学進学以降には助成制度がなく、生計についても親世帯からの自立を基本とするため、大学進学を躊躇することのないよう支援する必要があります。 回収業務について、滞納状況の把握と徴収努力をすること、サービサー業務委託拡充の検討等、返還されるべき貸付金の適正な管理に向けての取組が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	国が新たな奨学金制度を創設したことを踏まえ、制度の評価や今後の動向等を十分に見極め、区として制度構築を検討する必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	セーフティネットとして教育の機会の確保を実現しており、身近な自治体を実施することは意義があります。
② 効果性	4	区民からのニーズも高く、毎年度一定の応募者がいることから、当初の目標は達成されています。
③ 効率性	4	債権管理業務にあたっては、業務委託を行うことで、効率的な管理を図っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>当制度は、区民のニーズも高く、借受者及び保護者からも、好評を得ています。経済的理由により就学困難な人に対して教育の機会を確保する公益性が高い事業であることから、継続していく必要があります。</p> <p>また、貸付を受ける奨学生自身が、債務を負うことの自覚をしっかりと持つことが重要であり、円滑な返済を促すためにも、貸付時や、貸付終了後の返還説明会には、奨学生本人が出席するよう求めています。今後も継続する必要があります。</p> <p>給付型奨学金については、子どもの未来応援施策の関連事業として、生活困窮世帯の義務教育終了後の継続した就学支援となるよう考慮し制度を構築します。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No		平成29年度 港区事務事業評価シート											
評価対象													
事務事業名	教育委員会広報事業							開始年度	昭和 55 年度				
所属	教育委員会事務局庶務課庶務係												
所管課長	教育委員会事務局庶務課長												
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む												
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する												
施策名	⑥ 地域と協働・連携した教育の推進												
事業概要													
事業の目的	教育委員会広報紙「ひろば」を年4回発行し、保育園・幼稚園・小学校・中学校や教育関連施設を通じて配布することで、教育委員会事務局の取組や教育情報をより多くの区民に提供することを目的としています。												
事業の対象	区立保育園・幼稚園・小学校・中学校保護者 私立保育園・幼稚園保護者 教育施設利用者												
事業の概要	<p>区立保・幼・小・中学校、区内私立保・幼稚園の幼児、児童、生徒及び教育関連施設に配布しています。</p> <p>タブロイド版4ページ：年4回発行（4月・7月・10月・1月）、19,100部発行 ホームページ掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会事務局5課、幼稚園、学校が実施した事業・行事の記事 教育施設（図書館、スポーツセンター、生涯学習センター等）の利用者向け情報 就学援助、補助金、奨学金等のお知らせ 教育委員会の審議、決定等事項のお知らせ 図書館、郷土資料館の催しのお知らせ 教育長コラム 教育に関する統計情報（入学者数、児童生徒数等） 												
根拠法令	なし												
事業の成果													
指標	指標1	配布先			指標2	発行部数			指標3				
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率	
	平成27年度	150	150	100.0%	平成27年度	18,100	18,100	100.0%	平成27年度				
	平成28年度	155	155	100.0%	平成28年度	17,000	17,000	100.0%	平成28年度				
平成29年度	163	—	—	平成29年度	19,100	—	—	平成29年度					
成果の概要 (指標の説明等)	<p>港区内の教育情報や催事情報を保護者や区民に提供することができました。また、園から保護者、児童生徒から保護者へ手渡されることから、家庭に情報が行き渡り、親子や保護者間の身近な話題づくりとして寄与しています。</p>												
事業費の状況(単位：千円)													
年度	予算状況									決算状況			
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率		
平成27年度	1,296	1,296	0	0	0	0	0	0	1,296	1,158	89%		
平成28年度	1,158	1,158	0	0	0	0	0	0	1,158	1,146	99%		
平成29年度	1,346	1,346	0	0	0	0	—	—	—	—	—		
予算・決算に関する特記事項													

事務事業を取り巻く状況等		
コスト削減の工夫・余地	「ひろば」を配布する際、郵便ではなく区交換便・学校交換便を利用して配送することにより、コストの削減に努めています。	
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	教育行政に関わる情報を多数掲載しており、教育に関する保護者向けの情報誌としての要望は高いです。	
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	各区で教育広報誌発行として、年2～4回、紙面2～8ページ、ホームページに掲載しています。	
区関与の必要性（実施する必要性）	教育委員会が区民に向けて情報を発信することは、十分妥当性があります。	
前年度の最終評価及び付帯意見	統合	
事業の課題	区民や保護者にどのような記事や内容が求められているかをきちんと把握することが重要です。また、限られた予算の中、こどもの数が増加傾向にあるため、配布対象の精査等検討の必要があります。	
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	「教育推進月間」と「統合」となったため、より効果的・効率的な広報事業を実施していく必要があります。その際には、「教育推進月間」事業の目的である、地域に開かれた学校づくりを推進し、区の教育に対する理解を深めてもらうことで、学校運営や教育活動への支援につなげることを意識し、今一度「教育委員会広報事業」の実施の仕方や広報紙の内容を充実させる必要があります。	
一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	広報紙を活用した教育情報の提供は、区民と教育委員会をつなぐ大きなパイプの役割を果たしており、事業を継続していく必要があります。
② 効果性	4	教育委員会の情報提供の共有化としての事業目的を果たし、効果的です。
③ 効率性	4	「ひろば」を配布する際に、配布部数を精査する、交換便等を利用するなどしてコスト削減に努めています。
※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。		
総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合	
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。		
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 今後、事業の対象等が増加傾向にあり、一定の配布は必要なことから対象者の見直しや精査、周知方法の検討を行っていく必要があります。広報紙の発行は教育行政の区民への情報提供として重要な役割を果たしているため今後も継続して実施していく必要があります。	

No 397

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	私立幼稚園連合会補助金	開始年度	昭和 43 年度
所属	教育委員会事務局庶務課庶務係		
所管課長	教育委員会事務局庶務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(22) 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する		
施策名	⑤ 就学前教育の充実		

事業概要	
事業の目的	港区私立幼稚園連合会に対して、その事業を補助することにより、連合会の円滑な運営と私立幼稚園の経営基盤の確立を図り、私立幼稚園における幼児教育の振興に資することを目的とします。
事業の対象	港区私立幼稚園連合会（区内私立幼稚園14園）
事業の概要	<p>連合会からの申請に対し、補助金を交付します。</p> <p>【経常経費助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修費、繁忙期対応、職員健康診断 <p>【区内在園児振興に対する助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内在住園児数1人に対し3歳児 3,000円、4・5歳児 1,000円 ※平成26年度レベルアップ対象（平成26～30年度の5年間、3歳児を 6,000円、4・5歳児を 2,000円に増額） <p>【小規模な園に対する助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園児数50人以下 600,000円、51～100人 400,000円（初年度寄付金1,000,000円以上の園は対象外） <p>【障害児保育実施園に対する助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け入れている園に対して、408,000円 <p>【教育振興費助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書購入費等
根拠法令	港区私立幼稚園連合会補助金交付要綱

事業の成果												
指標	指標1	区内在園児振興費補助金			指標2	3歳児区内在住園児数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	4,714	4,720	100.1%	平成27年度	470	479	101.9%	平成27年度			
	平成28年度	4,720	4,766	101.0%	平成28年度	480	485	101.0%	平成28年度			
平成29年度	4,766	—	—	平成29年度	485	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	私立幼稚園における3歳児の区内在住園児割合は70%を超えており、園児数(平成26年度は466人)も増加していることから、幼児教育の区内需要に対応しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	13,127	13,127	0	0	0	0	420	0	13,547	13,547	100%
平成28年度	13,287	13,287	0	0	0	0	0	0	13,287	12,734	96%
平成29年度	13,648	13,648	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	区内在園児奨励費補助金については平成26～30年度までの限定的な増加であり、期間経過後は増加以前の金額に戻します。 (3歳児 6,000円→3,000円、4・5歳児2,000円→1,000円)
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	幼児人口の増加により、多くの幼児(3歳児)が幼稚園に入園できない状況の中、区民の幼稚園における3年保育への要望は強く、区内在住の園児を優先的に受け入れることを私立幼稚園に要望していく必要があります、その実効性を高めていくことで、区の3年保育の拡大に寄与することができます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	港区のほか20区で、名目は異なりますが連合会、私立幼稚園等に補助金を交付しています。 (支出してない2区、中央区：私立幼稚園なし、千代田区：支出なし)
区関与の必要性(実施する必要性)	港区の幼児教育を公私立全体で担っていくための対策として必要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	区内の幼稚園就園希望幼児数の増加に対応するためには、私立幼稚園の教育方針や教育内容等の特性を尊重しつつ、継続的・安定的な就園を確保する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	区内在住園児奨励費補助金については平成26～30年度までの限定的なレベルアップの実施であり、これによって実績も増えていることから、予定どおり5年間行っていく予定です。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	港区の幼児教育を公私立全体で担っていくための対策として必要です。
② 効果性	4	当初予定以上の実績があり、効果があります。
③ 効率性	4	私立幼稚園が、教育の質の向上や園児の受け入れ体制を整えるための対策を講ずる費用となるため、幼稚園連合会に交付する仕組みは手段として妥当です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>今後も幼児人口の増加が予測され、幼稚園需要はますます増えるものと考えられます。公私立幼稚園で担う港区の幼児教育の振興のため、私立幼稚園の支援に向けた取組を継続して行う必要があります。3歳児保育の区内需要に対応する対策の一つとして実績も増えており、区内在住園児受け入れ数の拡大につながっているため、私立幼稚園連合会に対する補助金については引き続き実施します。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 398

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	私立幼稚園教育環境の充実	開始年度	平成 23 年度
所属	教育委員会事務局庶務課庶務係		
所管課長	教育委員会事務局庶務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(22) 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する		
施策名	⑤ 就学前教育の充実		

事業概要	
事業の目的	区内私立幼稚園に対し、特別支援教育に関する事業支援を行うことにより、区全体の幼児教育環境の充実を図ります。
事業の対象	港区内私立幼稚園（対象となる園児が通園する幼稚園）
事業の概要	<p>支援を希望する園（特別支援アドバイザーは特別支援対象幼児が在籍する園）からの申込を受け、年間を通じて支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援アドバイザー（講師派遣） 専門的知識・技能を有する特別支援アドバイザーを派遣し、発達障害のある幼児の行動観察、教員・保護者への指導助言を行います。 1園につき学期ごとに1回、年3回限度 幼稚園カウンセリング（業務委託） 園児の行動観察、保護者からの相談対応、教員の対応への助言等、カウンセリングを受けることにより、園の教育相談機能を充実させ、園児の不応や問題行動の早期発見、早期支援を行います。 1園につき月1回、年11回限度 教育相談研修及び特別支援教育担当者会への私立幼稚園教職員の参加
根拠法令	なし（港区幼児教育振興アクションプログラム）

事業の成果												
指標	指標1	アドバイザー派遣回数			指標2	カウンセリング派遣回数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	12	7	58.3%	平成27年度	33	65	197.0%	平成27年度			
平成28年度	12	7	58.3%	平成28年度	33	63	190.9%	平成28年度				
平成29年度	12	—	—	平成29年度	66	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>対象となる園児がいる私立幼稚園においては、十分に活用されています。</p> <p>特別支援アドバイザー派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度 派遣回数 7回 実施園数 4園 平成26年度 派遣回数 7回 実施園数 4園 <p>幼稚園カウンセリング</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度 派遣回数 65回 実施園数 6園 平成28年度 派遣回数 63回 実施園数 6園 											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	673	673	0	0	0	0	385	0	1,058	926	88%
平成28年度	673	673	0	0	0	0	350	0	1,023	875	86%
平成29年度	1,058	1,058	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	必要に応じて医療機関や療育機関等につなげることや、発達が早い年齢であり1年の発達経過の観察、定めた目標の結果確認のためにも、特別支援アドバイザーは学期に1回・年3回限度、幼稚園カウンセリングは月1回・年11回限度は最低限必要なため、経費削減の余地はありません。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	教員への指導及び保護者へのアドバイスが可能であり、支援対象児がいる園やカウンセリングを必要とする園からは、高いニーズがあります。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	特別区では、11区で類似事業を実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	公私立幼稚園で担う幼児教育振興やさらなる向上のための対策の一つとして必要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	園児及び保護者の個人情報保護に留意しながら、実績報告等により事業の進捗を確認し実施する必要があります。 要望に応じて実績も見込まれる事業であり、継続して実施する体制の整備が必要です。 特別支援アドバイザーの人材確保において、適任者を探すのが難しい状況です。 教育相談(教育センター)、就学相談(学務課)、障害者福祉課を含めて、発達支援センターとの事業の調整が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	公私較差是正策のひとつとして、区が支援する必要性はあります。
② 効果性	4	専門家によるカウンセリング等の効果は、園児の問題行動等の改善や対応方法の確立が期待できます。事業の実施手段、利用実績ともに妥当です。
③ 効率性	4	平成25年度から教育政策担当から庶務係へ事務事業を移行し、私立幼稚園への支援を行う窓口を一本化したことで、情報伝達の効率化が図られています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	対象となる園児の自立や社会参加に向けた私立幼稚園の主体的な取組を支援するためには、専門家によるアドバイスやカウンセリングが必要となるため、引き続き継続とします。 今後も、私立幼稚園やアドバイザー・カウンセラーと連携して対応していきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	